



政策 4 誰もが活躍できる社会の実現

4-1 活躍しやすい環境の整備と働き方改革

- (1) 産業人材の確保・育成
- (2) 誰もがいきいきと働ける環境づくり
- (3) 女性や高齢者が活躍できる社会の実現
- (4) 多様な主体による協働の促進
- (5) 生涯にわたり学び続ける環境づくり

4-2 次代を担うグローバル人材の育成

- (1) 留学・海外交流の促進
- (2) 国際的・専門的な学びの提供
- (3) 魅力ある高等教育の振興

4-3 誰もが理解し合える共生社会の実現

- (1) 多文化共生社会の形成
- (2) 人権尊重と人権文化が定着した地域づくり
- (3) ユニバーサルデザインの推進



誰もが理解し合える共生社会の実現

1 政策の方向

グローバル化や人口減少が進展する社会において、多文化共生意識の定着や、外国人県民が安心・快適に暮らせる環境の整備などに取り組み、外国人県民と日本人県民が文化や生活習慣について相互理解を深め、外国人県民も活躍できる社会の形成を進める。

また、多様性を認め、誰もが人間らしく、幸せに暮らせる社会の構築に向けて、県民の人権尊重の意識の高揚を図る。

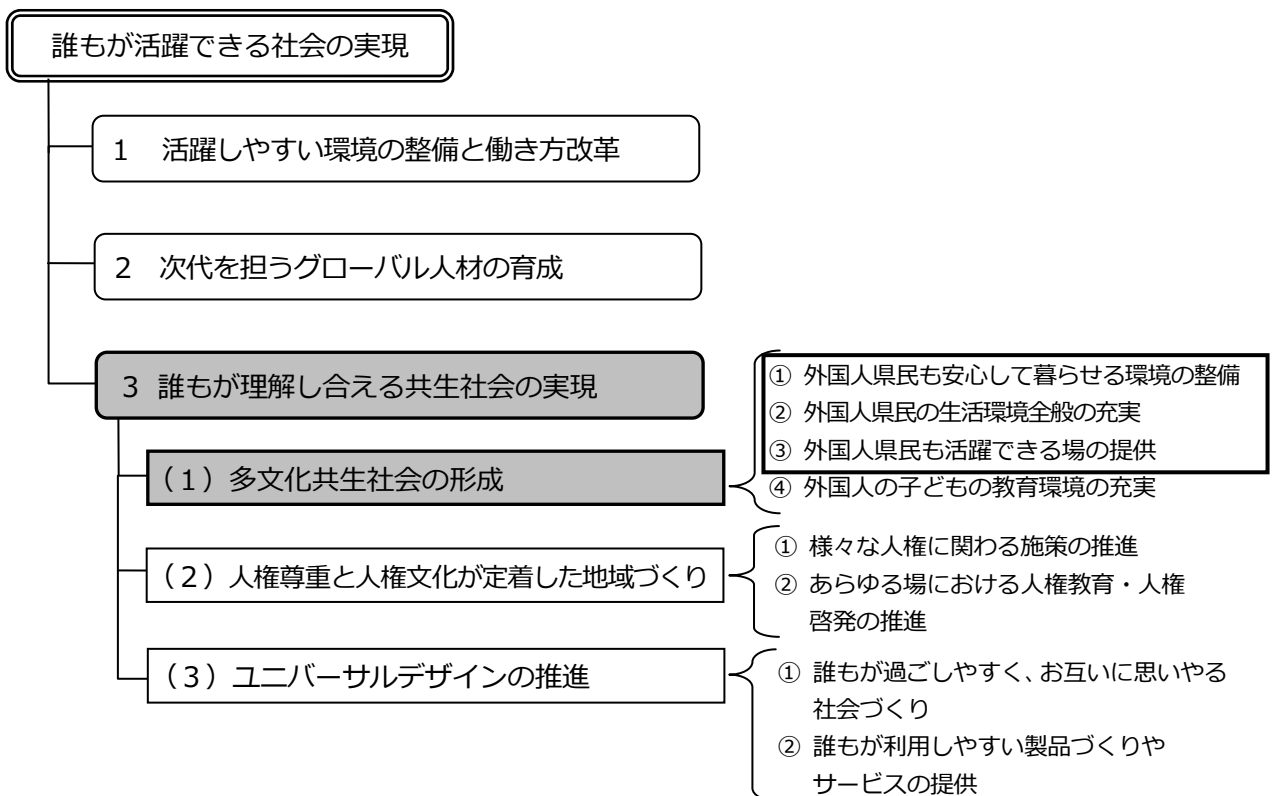
さらに、お互いを思いやり、誰もが快適に安心して過ごせる地域をつくるため、ユニバーサルデザインの取組を推進する。

2 現状と課題

現 状	<p>グローバル化が進展し社会構造が変化していく中で、異文化に触れる機会が増え、社会の様々な場面で多様化が進み異なる価値観が共存している。</p> <p>県では、外国人県民と日本人県民が相互理解を深める多文化共生社会の形成や、人権尊重の意識の高揚、あらゆる人が利用しやすい環境整備に関わるユニバーサルデザインの推進など、多様性を尊重し誰もが理解し合える共生社会の形成に取り組んでいる。</p> <p>【外国人県民の増加】</p> <ul style="list-style-type: none">外国人県民の数は、経済危機等の影響により、2008年の10万人をピークに減少傾向にあったが、2015年から再び増加傾向となり、2017年12月現在では8万人、県民の2%以上を占め、定住化も進んでいる。 <p>【人権問題の多様化】</p> <ul style="list-style-type: none">家庭でのDVや高齢者虐待、ひきこもり、企業におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、地域社会における外国人への入居拒否や就職での不当な扱い、障害者に対する差別、ネット上における誤った情報や偏った情報をめぐる人権侵害など、急激な社会経済の進展や少子化、家族形態の多様化など、社会環境の変化によって人権問題は複雑で多様化しているとともに、人権を大切にする意識の低下も懸念されている。 <p>【高齢化の進展や外国人観光客の増加】</p> <ul style="list-style-type: none">2020年には、本県の高齢化率が30%を超えることが予測され、高齢化が急激に進展している。2011年から2016年の5年間で本県の外国人宿泊者数は5倍近くに増加し、都道府県別では10番目の多さと、外国人観光客が増加している。東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、利用者の視点に配慮したユニバーサルデザインの取組が重視されている。
--------	--

- ・ 日本人県民と外国人県民が相互理解を深め、異なる宗教・人種・民族の多様な生き方を認め合い、県内に居住する外国人及び日本人県民が安心して快適に暮らせる共生社会の実現が必要である。
- ・ 地域社会やコミュニティの活力維持、地域経済の活性化に向けて、外国人県民が活躍できる社会が求められている。
- ・ 誰もが幸せに暮らせる社会を実現するため、全ての県民に人権尊重の理念に対する正しい理解を促す必要がある。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として、県民や企業・団体などへユニバーサルデザインの理念の普及や意識向上等を図り、住む人も訪れる人も快適に安心して過ごすことのできる多様なニーズに応じた地域づくりが求められている。

3 施策と取組の位置付け



多文化共生社会の形成

新ビジョン体系	4 - 3 (1) ①②③	担当部局	地域外交局 多文化共生課
---------	------------------	------	--------------

❖ 目 標

- 異なる文化や生活習慣についての相互理解を深め、外国人県民も安心して生活を送り、活躍できる環境を整備します。

❖ 施策に関する指標

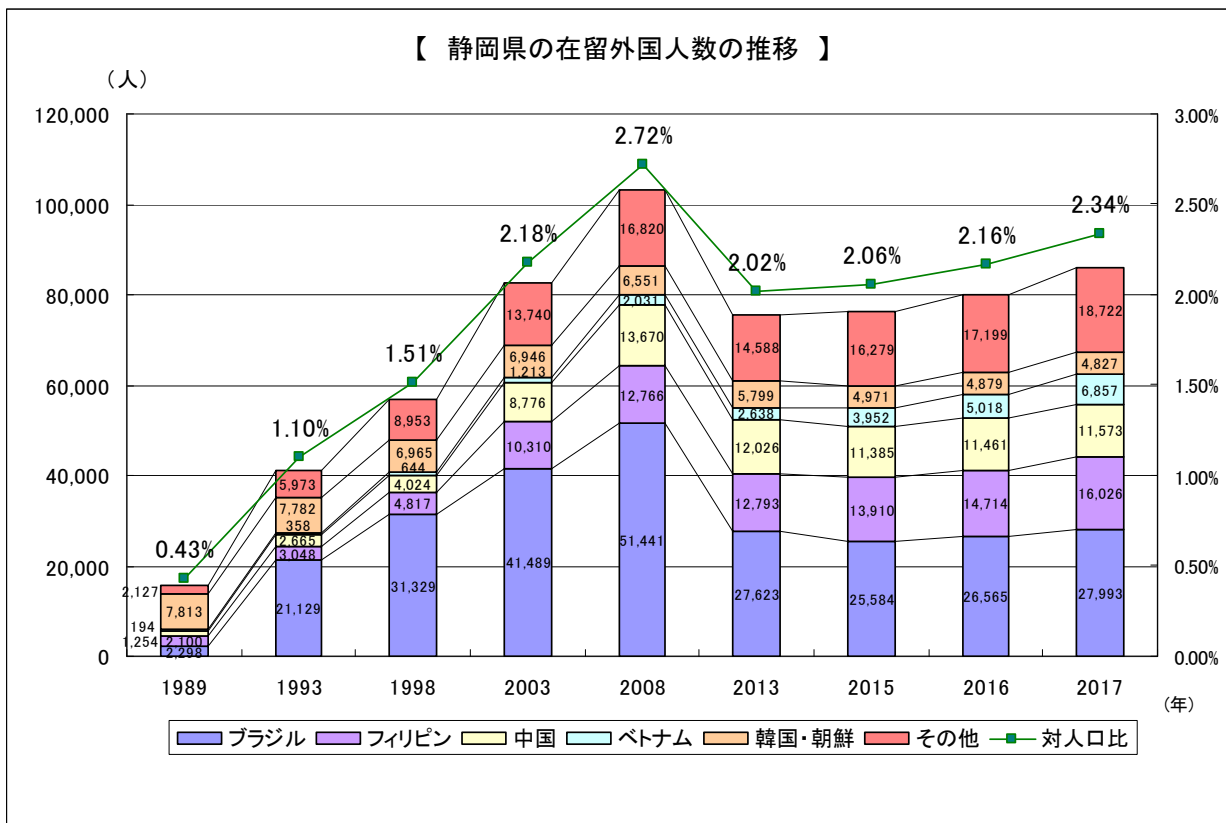
成果指標	基準値	目標値
相互理解促進人材（外国語ボランティア等）活動件数	（2016年度） 1,092件	1,300件

活動指標	基準値	目標値
ふじのくに留学生親善大使委嘱者数	（2017年度まで） 累計507人	累計590人
「やさしい日本語」の使用に取り組む市町数	（2016年度） 22市町	全市町
語学指導等を行う外国青年招致者数	（2017年度） 165人	185人

1 施策背景

- 外国人県民は、1990年「出入国管理及び難民認定法」改正法の施行により、日系3世まで就労の制限のない「定住者」の在留資格が創設されて以降、1993年の技能実習制度の創設もあり、増加を続けた。
- 2008年の経済危機や2011年の東日本大震災の影響で減少した時期はあるものの、国内景気の回復とともに、近年再び増加傾向にある。
また、「永住者」は、2008年の経済危機以降も減少することなく微増傾向にあり定住化が進んでいる。
- 県内の外国人県民は、8万2千人と県民の2%を超えていることから、国籍や文化の違いを相互に理解し外国人県民も地域社会の構成員として社会参画する仕組みを構築するなど、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」が求められている。
- 「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す」を基本目標に掲げた「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定している。

○ 外国人県民の状況



外国人数：法務省「在留外国人統計」、「出入国管理統計年報」各年12月末 総人口：総務省統計局「推計人口長期時系列データ（補間補正人口）」（1989(H1)年～2015(H27)年）、「推計人口」（2016年、2017年）各年10月末

○ 住民基本台帳に基づく本県の人口、人口動態の状況

（総務省自治行政局住民制度課「住民基本台帳に基づく人口動態調査」）

(1) 人口動態

ア 2016年中

	2016年1月 人口	2016年中		2017年1月 人口
		自然増減	社会増減	
日本人県民	3,697,930	△11,599	△6,065	3,680,266
外国人県民	72,689	541	3,369	76,599
県民計	3,770,619	△11,058	△2,696	3,756,865

イ 2017年中

	2017年1月 人口	2017年中		2018年1月 人口
		自然増減	社会増減	
日本人県民	3,680,266	△14,845	△5,081	3,660,340
外国人県民	76,599	499	5,577	82,675
県民計	3,756,865	△14,346	496	3,743,015

(2) 年齢階級別

ア 2017年1月現在

	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳以上	計 ※
日本人県民	470,611(12.8%)	2,161,323(58.7%)	1,048,332(28.5%)	3,680,266(100%)
外国人県民	9,398(12.3%)	64,204(83.9%)	2,898(3.8%)	76,500(100%)
県民計	480,009(12.8%)	2,225,527(59.2%)	1,051,230(28.0%)	3,756,766(100%)

※ 外国人県民の数は、上記(1)アの2017年1月現在の数字と一致しない。

イ 2018年1月現在

	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳以上	計 ※
日本人県民	461,885(12.6%)	2,134,383(58.3%)	1,064,072(29.1%)	3,660,340(100%)
外国人県民	10,014(12.1%)	69,426(84.1%)	3,131(3.8%)	82,571(100%)
県民計	471,899(12.6%)	2,203,809(58.9%)	1,067,203(28.5%)	3,742,911(100%)

※ 外国人県民の数は、上記(1)イの2018年1月現在の数字と一致しない。

○ 静岡県の国籍別在留資格別在留外国人数 (法務省：在留外国人統計)

(1) H28年12月末現在

	就労資格*	技能実習	留学	身分資格*	(永住者)	(定住者)	その他*	特別永住者
総数	4,197人 (5.3%)	8,694人 (10.9%)	2,906人 (3.6%)	57,816人 (72.4%)	(36,377)	(14,154)	2,770人 (3.5%)	3,453人 (4.3%)
ブラジル	44人 (0.2%)	1人 (0.0%)	1人 (0.0%)	26,479人 (99.7%)	(16,436)	(7,596)	39人 (0.1%)	1人 (0.0%)
フィリピン	152人 (1.0%)	1,109人 (7.5%)	31人 (0.2%)	13,253人 (90.1%)	(7,189)	(4,196)	169人 (1.2%)	0人 (0.0%)
中国	1,476人 (12.9%)	3,125人 (27.3%)	589人 (5.1%)	5,220人 (45.5%)	(3,942)	(347)	1,039人 (9.1%)	12人 (0.1%)
韓国	175人 (3.6%)	0人 (0.0%)	88人 (1.8%)	1,492人 (30.6%)	(1,073)	(107)	122人 (2.5%)	3,002人 (61.5%)

(2) H29年12月末現在

	就労資格*	技能実習	留学	身分資格*	(永住者)	(定住者)	その他*	特別永住者
総数	4,921人 (5.7%)	10,482人 (12.2%)	3,416人 (4.0%)	60,376人 (70.2%)	(37,589)	(15,542)	3,438人 (4.0%)	3,365人 (3.9%)
対前年比	17.3%	20.6%	17.5%	4.4%	(3.3%)	(9.8%)	24.1%	△2.5%
ブラジル	47人 (0.2%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	27,904人 (99.7%)	(16,762)	(8,620)	41人 (0.1%)	1人 (0.0%)
フィリピン	175人 (1.1%)	1,540人 (9.6%)	43人 (0.3%)	13,950人 (87.0%)	(7,594)	(4,526)	318人 (2.0%)	0人 (0.0%)
中国	1,569人 (13.6%)	3,043人 (26.3%)	596人 (5.2%)	5,329人 (46.0%)	(4,125)	(349)	1,024人 (8.8%)	12人 (0.1%)
ベトナム	762人 (11.1%)	3,368人 (49.1%)	1,043人 (15.2%)	1,372人 (20.0%)	(966)	(200)	312人 (4.6%)	0人 (0.0%)
韓国	191人 (4.0%)	0人 (0.0%)	86人 (1.8%)	1,503人 (31.1%)	(1,110)	(104)	118人 (2.4%)	2,929人 (60.7%)

* 就労資格：「専門的・技術的分野の在留資格」(入管法別表第1の1, 2のうち、外交、公用、技能実習を除く)
 身分資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
 その他：文化活動、研修、家族滞在、特定活動

○ ふじのくに多文化共生推進基本計画の体系図

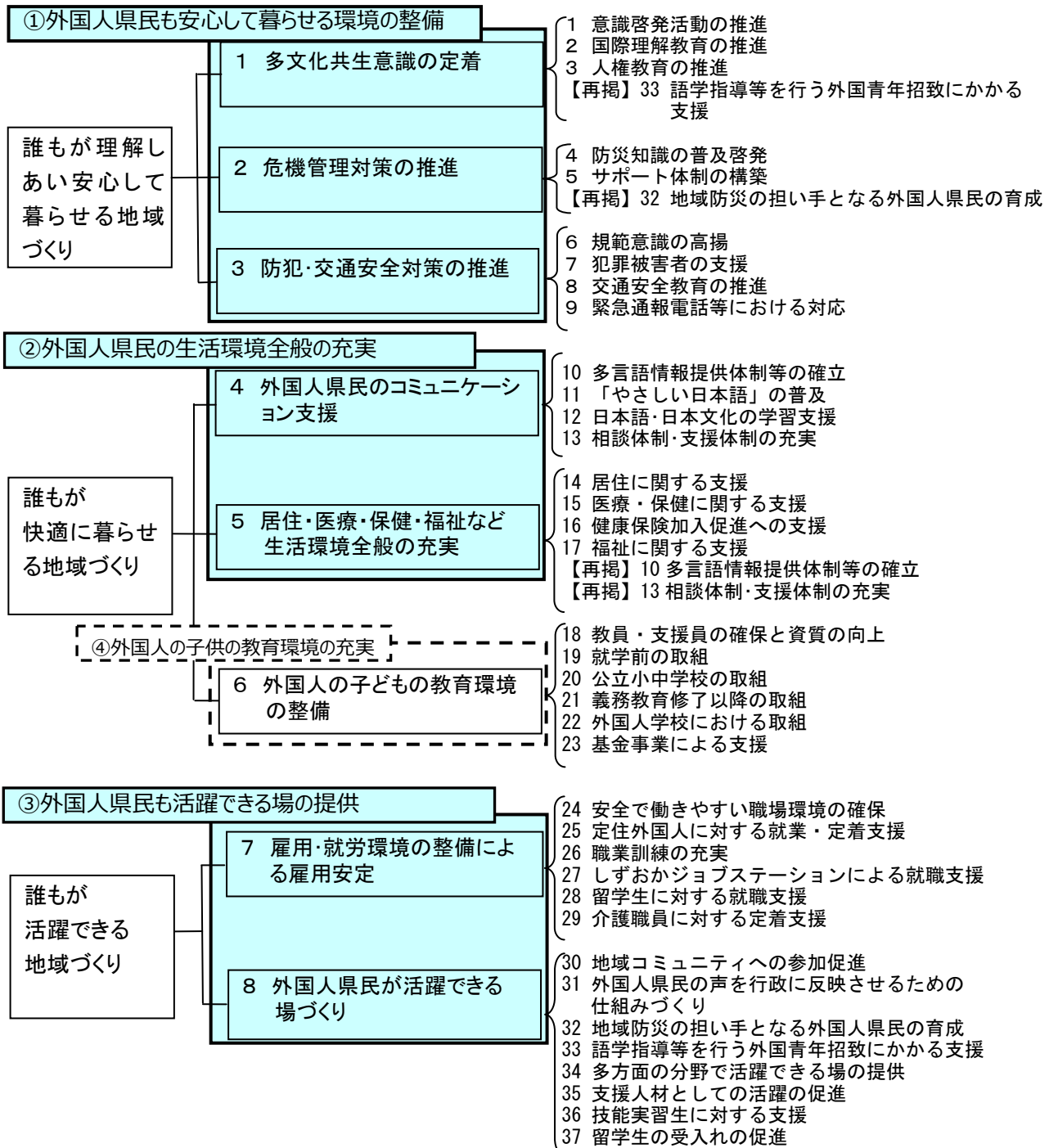
基本目標

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

[基本方向]

[施策の方向]

[主な施策の展開]



2 現状・課題と施策の方向

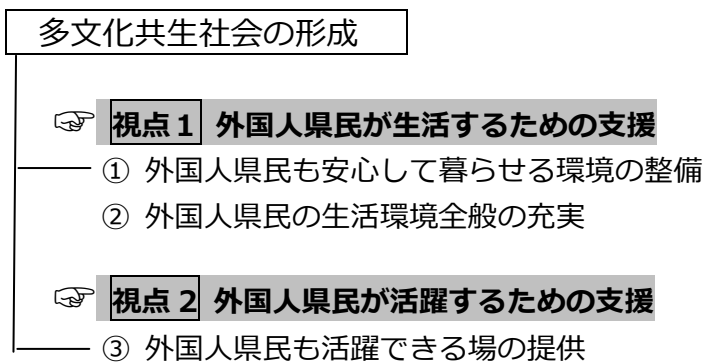
現状・課題	県の施策の方向
<p>アンケート調査によると、日本人県民は、地域に暮らす外国人県民に親しみを持つ人が3割程度であり、外国人県民は、日本人県民に外国文化を理解してもらえる機会の創出を行政に求めている人が3割を超えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人県民と外国人県民の相互理解を推進する。 } 語学指導等を行う外国青年は、外国語教育や国際交流活動等に効果大きい。 <p>➡ ①外国人県民も安心して暮らせる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異文化理解のための機会を創出する。 <p>➡ ③外国人県民も活躍できる場の提供</p>
<p>地域社会のコミュニティ機能が低下する中、災害時、要配慮者として位置付けられる外国人県民への対応が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に備え、多言語等に翻訳・提供する体制を整備する。 ・ 外国人県民への防災教育や防災情報を提供する。 <p>➡ ①外国人県民も安心して暮らせる環境の整備</p>
<p>日本語能力が不十分な外国人県民に対して、様々なコミュニケーション支援が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報の多言語化や「やさしい日本語」の普及、医療通訳者や外国語ボランティアなど支援人材の養成・登録を推進する。 <p>➡ ②外国人県民の生活環境全般の充実</p>
<p>文化や生活習慣の違い、医療保険や在留資格など、制度上の違いにより、外国人県民が抱える不安への対応が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療通訳者や多文化ソーシャルワーカーなど支援人材を養成する。 <p>➡ ②外国人県民の生活環境全般の充実</p>
<p>外国人県民の増加や国籍の多様化に伴い、外国人県民を支援する人材が不足している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活躍をしている外国人県民を支援人材として養成・登録する。 <p>➡ ③外国人県民も活躍できる場の提供</p>
<p>外国人求職者・労働者は文化や言語の違いがあることから、多様性に配慮した安全で働きやすい労働環境整備等のきめ細かな支援が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」理念を普及する。 ・ 就職支援・定着支援（政策の柱 4-1） <p>➡ ③外国人県民も活躍できる場の提供</p>

※ 課題に関する資料は参考資料を参照。

3 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	多文化共生社会の実現を目指し、多文化共生の理解促進や人材の育成、登録等、市町の境界を越えた広域的な課題への対応や、危機管理等の市町では対応が困難な分野における補完や先導的な取組への対応、様々な関係主体が連携して多文化共生社会の形成に取り組むことができる仕組みづくりを推進する。
市町	市町は、外国人県民を含む全ての県民にとって最も身近な基礎的自治体として、多くの行政サービスを担当・提供する最も重要な多文化共生社会の推進主体。教育、住宅、福祉など日常生活に関する行政サービスや税金の納付等履行義務などの情報を多言語等で提供していく。
県民	外国人県民は、日本語の習得、日本の文化や生活習慣などの理解を深め、日本の法令や生活ルールを遵守する等、地域社会の一員であることを自覚し、地域住民間の交流や地域での活動に積極的に参加していく。 日本人県民は、外国の文化や生活習慣などの多様性の理解に努め、外国人県民を地域の一員として認め、積極的に外国人県民との交流を深め、地域コミュニティに受け入れることが求められる。

4 県の施策推進の視点



5 主な取組

視点 1 外国人県民が生活するための支援

取組①	外国人県民も安心して暮らせる環境の整備	担当課名	地域外交局 多文化共生課
目的 (何のために)	誰もが理解しあい安心して暮らせる地域づくりを進めるため、外国人県民と日本人県民がお互いに文化的背景や生活習慣などを理解しあうとともに、大規模災害時においても外国人県民を支援できる体制を整備する。		

取組内容
(手段、手法など)

取組 1 : 国際交流員等による異文化理解講座の開催

次代を担う子どもの多文化共生理解を推進するため、県の国際交流員等が学校等へ出向き、母国の文化や暮らしを紹介する「世界の文化と暮らし出前教室」を開催する。

【紹介国】ブラジル、フィリピン、韓国、インドネシア、シンガポール

取組 2 : ふじのくに留学生親善大使による交流活動の促進

外国人留学生を「ふじのくに留学生親善大使」に委嘱し、地域交流事業に参加してもらうことで、県民の国際理解や異文化理解を推進する。

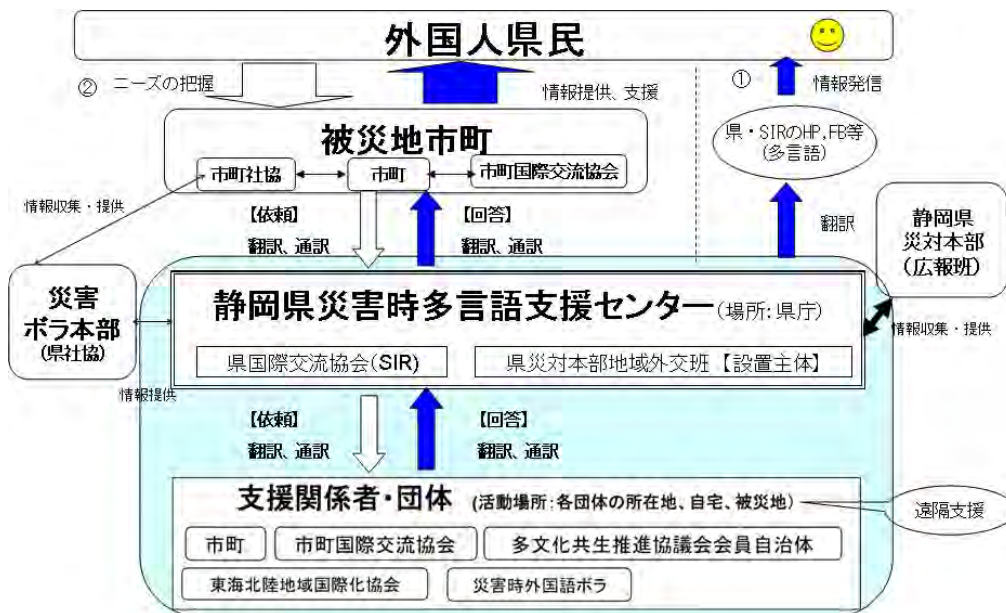
取組 3 : 活躍する外国人県民の紹介

外国人県民に対し親しみを感じる日本人県民を増やすため、県内で活躍する外国人県民をホームページで紹介する。

取組 4 : 災害時外国人県民支援体制の整備

災害時、要配慮者となる外国人県民に対し、多言語や「やさしい日本語」により行政情報等を提供する体制を整備する。また、平時に母語による防災教育を実施し、外国人県民の自助力、共助力の向上を図る。

【災害時多言語支援センターのイメージ】



視点 1 外国人県民が生活するための支援

取組②	外国人県民の生活環境全般の充実	担当課名	地域外交局 多文化共生課
<p>目的 (何のために)</p>	<p>誰もが快適に暮らせる地域づくりを進めるため、日本語教育をはじめ、多言語表記などコミュニケーションが円滑に行われるほか、相談体制等生活全般にわたる支援の充実を図る。</p>		
<p>取組内容(手段、手法など)</p>	<p>取組 1 : 県政情報などの多言語対応</p>		
	<p>国際交流員が FM ラジオやインターネットラジオ、SNS を通じ、生活情報、県からのお知らせ、日本の生活・文化等の情報を定期的に提供する。</p>		
	<p>取組 2 : 「やさしい日本語」の普及</p>		
	<p>県庁版「やさしい日本語」の手引きの活用や、行政・国際交流協会職員向け講座の開催を通じて、「やさしい日本語」の普及を図る。</p>		
	<p>[やさしい日本語] (例) 高い ところへ 逃げて ください (←高台に避難してください)</p>		
<p>取組 3 : 外国語ボランティアバンクの登録促進・活用</p>			
<p>県国際交流協会が実施する各種研修や交流イベントの機会に外国語ボランティアバンク制度を周知し、通訳ボランティア等の登録を促進する。</p>			
<p>また、平時や災害時における登録人材の効果的な活用方法について検討するとともに、登録者の増加や組織化の促進など活動の充実を図る。</p>			
<p>取組 4 : 医療通訳者の充実</p>			
<p>外国人県民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、多言語による医療機関情報の提供、医療通訳者養成や紹介、受入れ医療機関の拡充に取り組む。</p>			
<p>取組 5 : 相談窓口機能の強化</p>			
<p>市町の相談員や福祉担当者等を対象として、多文化ソーシャルワーカー育成研修を実施するなど、関係機関における相談窓口機能を強化する。</p>			
<p>[多文化ソーシャルワーカー]</p>			
<p>外国人県民の抱える生活上の問題について、文化的・社会的背景を踏まえて専門的相談に応じ、関係機関等に働きかけて課題解決まで一貫して支援する人材</p>			

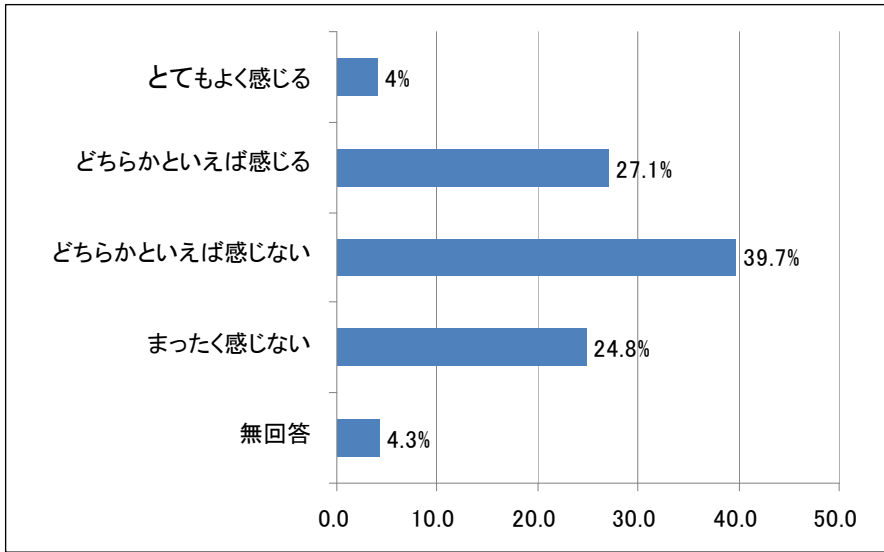
視点 2 外国人県民が活躍するための支援

取組 ③	外国人県民も活躍できる場の提供	担当課名	地域外交局 多文化共生課
目的 (何のために)	誰もが活躍できるよう、語学指導等を行う外国青年の招致活動や外国人県民の雇用の安定を図り、外国人県民がその能力を十分発揮し活躍できるよう地域づくりへの主体的な参画を促す。		
取組内容 (手段、手法など)	取組 1 : 語学指導等を行う外国青年招致にかかる支援		
	語学指導等を行う外国青年招致事業の情報提供をはじめ、県市町等が招致する外国青年の来日直後のオリエンテーションや巡回指導、研修等を実施することにより、小中学校・高校の外国語教育や行政の国際交流活動に従事する外国青年及び招致団体を支援する。		
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 外国語指導助手 (ALT : Assistant Language Teacher) 国際交流員 (CIR : Coordinator for International Relations) スポーツ国際交流員 (SEA : Sports Exchange Advisor) </div>		
	取組 2 : 支援人材としての外国人県民の登用		
	母語と日本語を十分話すことができる外国人県民に対し、医療通訳者や外国語ボランティア等により、日本語能力が十分でない外国人県民を支援する人材としての活躍を促進する。		
取組 3 : 安全で働きやすい職場環境の確保			
「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者受入企業に、外国人労働者の多様性に配慮しながら、安全で働きやすい職場環境を確保してもらうことを要請し、外国人労働者の労働環境の整備を促進していく。			
東海4県1市(愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、名古屋市)共催による、外国人労働者憲章の普及・啓発に関するセミナーを開催。			
取組 4 : 好事例の情報発信			
外国人県民を雇用している企業の取組、日本人県民と外国人県民が共に活動する地域の好事例等の情報を発信する。			
<新ビジョンにおける別の政策の柱による多文化共生に関する取組>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住外国人正規職員雇用のための企業とのマッチング 【政策の柱 4-1】 ・ 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の充実 【政策の柱 4-1】 ・ しずおかジョブステーションによる就職支援(通訳、礼儀・面接対応セミナーの実施(西部)) 【政策の柱 4-1】 ・ ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携した留学生に対する生活相談・就職支援、企業との交流 【政策の柱 4-2】 ・ 外国人介護職員に対する日本語教室、外国人介護職員受入施設研修担当者に対する研修 【政策の柱 2-2】 ・ 外国人技能実習生を対象とした日本語研修の実施 【政策の柱 4-1】 			

6 主要事業

事業名	重点項目	2018 予算額(千円)
多文化共生推進事業費 多文化共生推進 基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生審議会の開催 ・計画推進のための研修会の開催 	796
外国人県民との 相互理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・FMラジオ・インターネットラジオによる情報提供(英語、ポルトガル語) ・外国語ボランティアバンク運営 ・ふじのくに留学生親善大使委嘱・活動支援 ・国際交流員による出前教室の実施 	5,004
医療通訳体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳者養成講座の実施、修了者登録 ・フォローアップ研修の実施 ・活用促進のための医療機関向け研修の実施 ・医療通訳者の紹介調整 	3,000
県民国際理解推進費 語学指導等を行う 外国青年の招致	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手(ALT)等の外国青年の招致(JETプログラム) 	38,832
国際交流員の招致	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域外交・多文化共生を推進するため、4人の国際交流員(CIR)の招致 	23,055
災害時外国人県民 支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時多言語支援センターの設置、普及 ・人材育成 	1,500
その他施取組を含めた合計		129,222

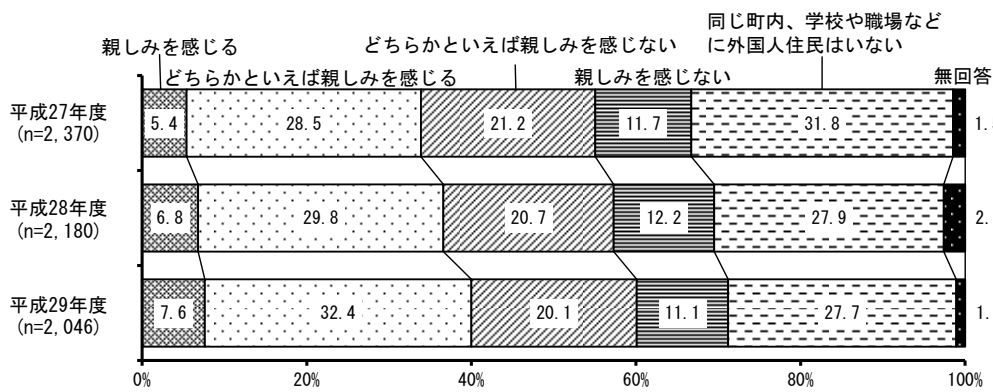
<地域に暮らす外国人への親しみ>



地域で暮らす外国人について、「親しみを全く感じない」、「どちらかといえば感じない」と答える人の合計（64.5%）が、親しみを「とてもよく感じる」、「どちらかといえば感じる」と答える人の合計（31.1%）の2倍以上となり、「多文化共生」に関する県民の意識が高いとは言えない状況。

(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「2016年度多文化共生に関する基礎調査 日本人調査」

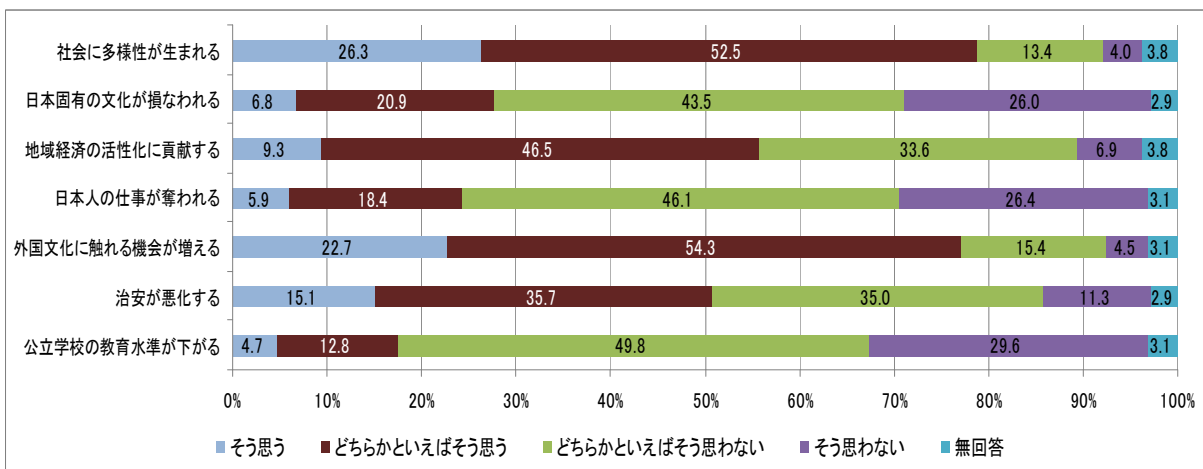
《参考》県政世論調査



2015年度からの推移で見ると「親しみを感ずる」と「どちらかといえば親しみを感ずる」を合わせた割合は年々増加傾向にある。

(資料) 静岡県広聴広報課「2017年度県政世論調査」

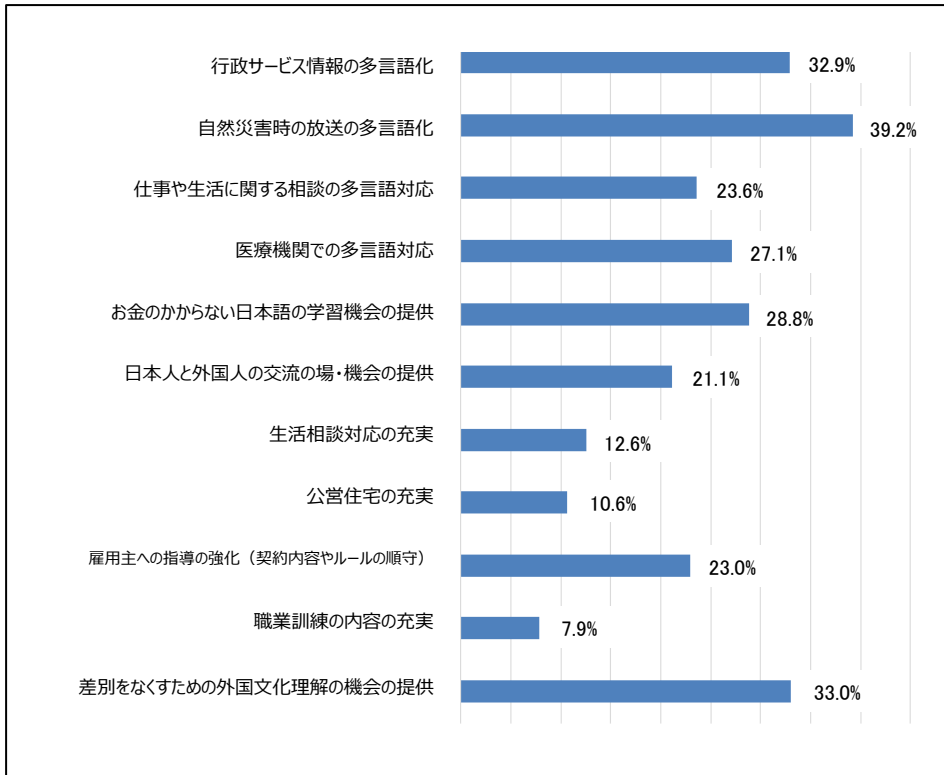
<外国人住民が増加することによる影響>



(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「2016年度多文化共生に関する基礎調査 日本人調査」

一方、外国人住民が増加することの影響について、「社会に多様性が生まれる」（78.8%）、「外国文化に触れる機会が増える」（77.0%）、「地域経済の活性化に貢献する」（55.8%）と多文化共生の地域づくりに前向きな意見が上位を占める。

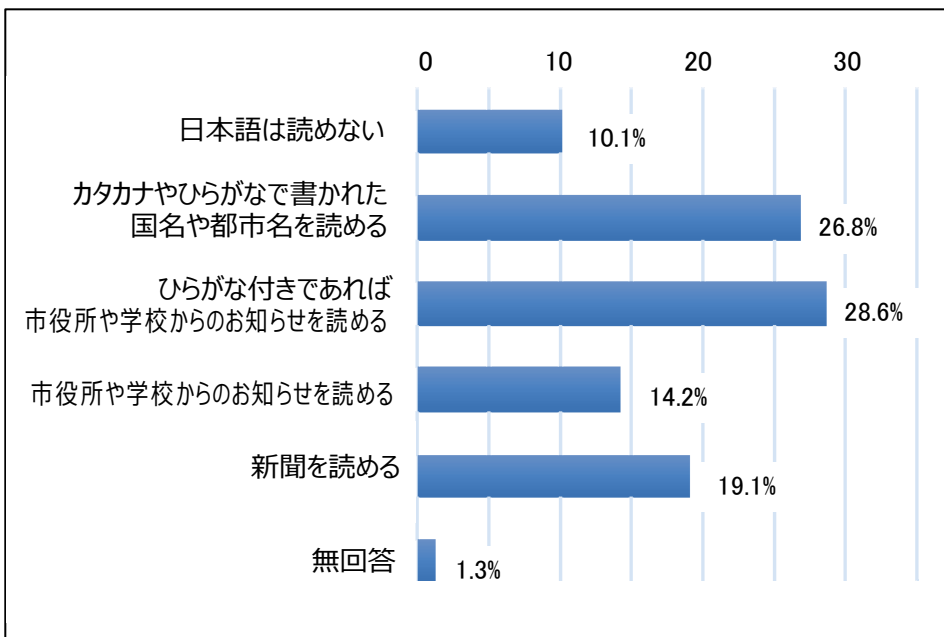
参考資料



外国人県民が行政に望む取組としては、「自然災害時の放送の多言語化」（39.2%）、「差別をなくすため外国文化理解の機会の提供」（33.0%）、「行政サービス情報の多言語化」（32.9%）が3割を超えている。

（資料）静岡県地域外交局多文化共生課「2016年度多文化共生に関する基礎調査 外国人調査」

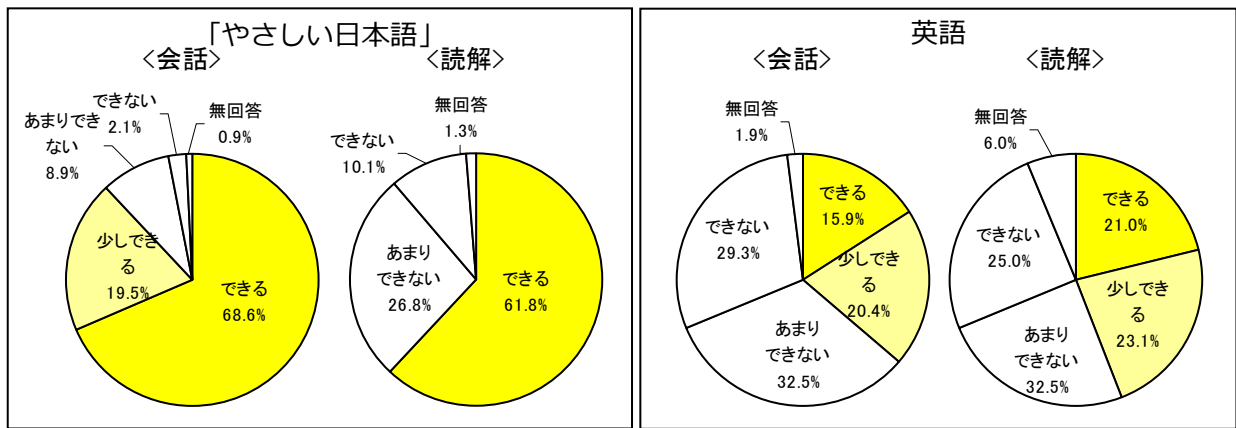
<日本語を読む力>



「市役所や学校からのお知らせを読める」程度以上は33.3%あるが、「ひらがな付きであれば、市役所や学校からのお知らせを読める」程度以上は61.9%と増加する。

（資料）静岡県地域外交局多文化共生課「2016年度多文化共生に関する基礎調査 外国人調査」

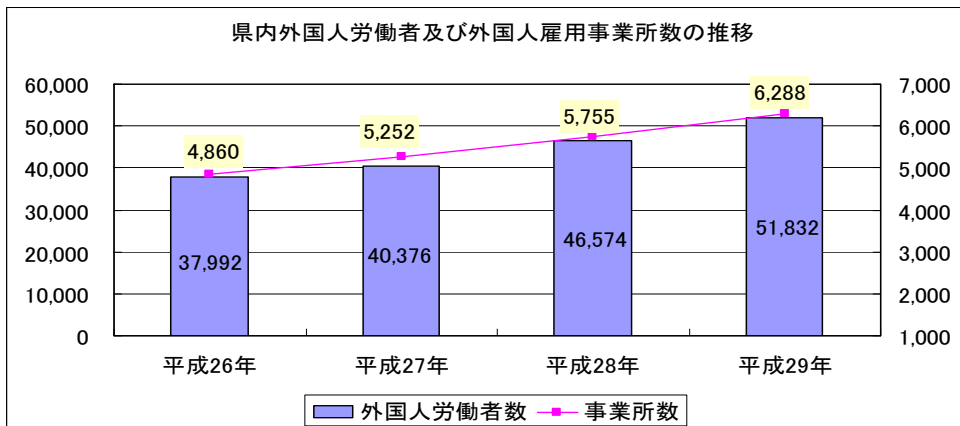
<外国人県民の日本語と英語の能力>



(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「2016年度多文化共生に関する基礎調査 外国人調査」

「やさしい日本語」の基準に照らして見ると、「やさしい日本語」であれば理解できるという外国人県民は6割を超える。一方、英語力を問う設問では、「できる」と回答した外国人は、会話力において2割弱、読解力においては2割強に留まる。

<外国人労働者雇用の状況>



2017(平成29)年10月末現在、県内の外国人労働者数は全国6位。国籍別ではブラジル、フィリピン、中国の順。外国人を雇用する事業所数は6,288で全国8位。派遣・請負割合は46.8%で全国2位。

[県内外国人労働者の状況]

	総数	順位			
		1	2	3	4
全国	1,278,670人	中国 372,263人 (29.1%)	ベトナム 240,259人 (18.8%)	フィリピン 146,798人 (11.5%)	ブラジル 117,299人 (9.2%)
静岡県	51,832人	ブラジル 17,364人 (33.5%)	フィリピン 10,224人 (19.7%)	中国 7,148人 (13.8%)	ベトナム 4,974人 (9.6%)
		主な 在留資格	身分* 99.6%	身分* 76.7%	技能実習 41.7%

* 身分：活動に制限がない「身分に基づく在留資格」で、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

厚生労働省「外国人雇用届出状況調査」(2017年10月末現在)

[県内外国人労働者の産業別労働者数]

全産業計	建設業	製造業	サービス業 (他に分類されないもの)	卸売業 小売業	宿泊業、飲食 サービス業	教育、学 習支援業	運輸業、 郵便業	その他
51,832人	1,880人	23,330人	14,165人	3,169人	2,858人	1,306人	1,358人	3,766人

厚生労働省「外国人雇用届出状況調査」(2017年10月末現在)

<相互理解のための活動事例>

- ・ 県国際交流員等（ブラジル、韓国、フィリピン、インドネシア、シンガポール出身者）による、小、中、高等学校や児童クラブ、地域の生涯学習センターで「世界の文化と暮らしの出前教室」を開催。（2015年度：37件、2016年度：67件、2017年度：57件）

[参加者からの反応]

- ・ 教えてもらった各国のあいさつを、家族にも教えてあげた。
- ・ ブラジルに対するイメージがよいものになった。
- ・ 授業中、ブラジル国籍の子どもがうれしそうにしていた。
- ・ アース（明日）カレッジ2018（7月14、15日開催）での、県国際交流員等による授業
 - ・ ブラジル式お誕生日パーティーって？
 - ・ 韓国の夏を覗いてみよう！
 - ・ ハロハロを食べながらフィリピンを楽しもう！
 - ・ インドネシアまるかじり！
- ・ ふじのくに留学生親善大使による交流活動
学校訪問、国際交流バスツアー、留学生就職支援講座、掛川国際交流フェスティバル、企業訪問などを実施。

<外国人県民に日本の生活文化を理解してもらうための具体的な取組事例>

各市町において、在留外国人が転入してきた際に、一般的な生活ルールに関する冊子を配布。

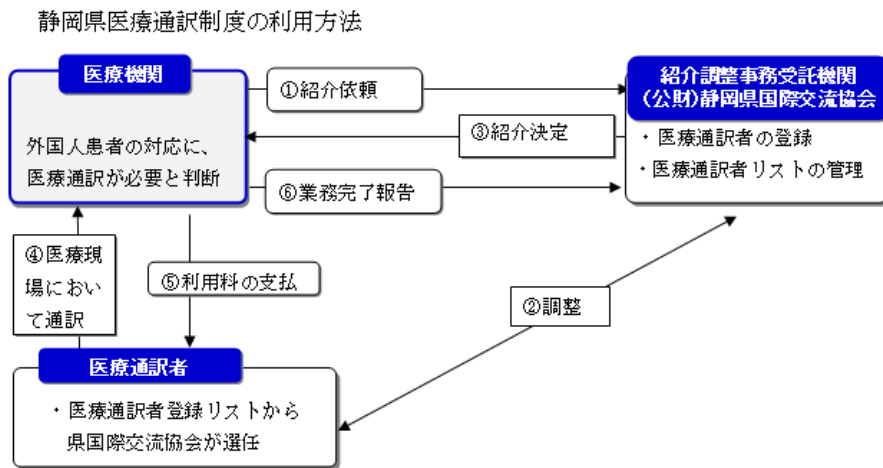
【事例】

市町名	事業名	事業概要
浜松市	在留外国人転入時オリエンテーションツールの配布	浜松市内に転入する外国人を対象に、就学や税金、ゴミの出し方、防災等に関する外国語版（英語・ポルトガル語）の冊子やチラシをひとまとめにしたオリエンテーションツール「ウェルカムパック」を配布。
磐田市	外国人情報窓口事業	転入手続きの時、磐田市で生活していくうえで必要な情報（自治会、税金、健康保険、生活ルール、ゴミの分別、学校の仕組み、日本語教室、多文化交流センターなど）を提供。また、相談窓口についての案内などを行う。

<外国語ボランティアの推移>

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
登録者数 (うち外国籍)	1,113人 (186人)	1,174人 (209人)	1,240人 (227人)	1,269人 (220人)
登録者の言語	32言語	32言語	32言語	32言語
登録者活動件数	576件	604件	634件	733件

<医療通訳制度>



○ 言語別医療通訳者内訳

年度	ポルトガル語	スペイン語	中国語	フィリピン語
2017年度	16人	7人	15人	1人
39人				

○ 医療通訳者の養成研修（2018年度も10月～11月に開催予定）

2017年度 会場：県庁別館会議室 受講者 81名

- ①10月15日（日）：県内外国人の医療の現状、日本の医療制度、医療知識
- ②10月29日（日）：医療通訳者に必要な知識・技術・倫理
- ③11月12日（日）：医療通訳に必要な技術

○ 受入れ環境整備のための医療機関職員向け研修（2018年度も1月～2月に開催予定）

2017年度 ①1月23日（火）：磐田市立総合病院

- ②2月5日（月）：沼津市立病院
- ③3月6日（火）：静岡済生会総合病院

○ 前年度に養成した医療通訳者のフォローアップ研修

2018年度 会場：県庁別館会議室

- ①8月5日（日）：医療に関する知識、専門職としての意識と責任
- ②8月26日（日）：医療通訳に必要な技術Ⅱ

<外国人留学生から聞き取った静岡県に来た理由>

- 静岡県は環境が良いところと聞いて静岡を選んだ。(2017年度ふじのくに留学生親善大使)
- 兄と姉が2人ずつ静岡に留学しており、静岡に親近感があったから。(")
- 日本は美術の国公立の大学が少ないので、その中の静岡県内の大学を選んだ。
(2018年度 ふじのくに留学生親善大使)